

三好市に対する提言

- ① 現在6減1増を進めているが、類似団体と比較すると平成20年度で220人超過しており、市の業務量、事務量としての必要人員を策定し、市の業務、事務を見直す必要がある。
- ② 平成33年度を目標に定員適正化計画を類似団体の職員数を参考に策定する。
- ③ 臨時職員は、真に取り組むべき全体の業務量を見極め、正職員で不足する場合など必要最小限とすべきである。
- ④ 職員採用は、行政経験者、U・

3 定員管理



- ⑥ 行政サービスの範囲について見直しを行い、自治会、地区住協、社会資源等を活用して市民との連携や協働を推進する。
- ⑦ 業務の責任、所在の明確化とPDCAサイクルに沿った事務事業の検証が必要。



第3次三好市行財政改革推進委員会からの答申

三好市に対する提言

三好市行財政改革推進委員会は、三好市発足を契機に三好市の健全な行財政の確立と将来の持続・自立できる自治体を目指すために組織された委員会です。俵市長から諮問を受けた第3次行財政改革推進委員会では、市民公募委員や学識経験者、各種団体の代表など15名の委員で構成され昨年7月から11回にわたり審議を重ねてきました。

今回提出された「答申書」では、歳入確保の努力、職員数の適正化、市民サービスの向上や職員の意識改革を図る観点からの「人事評価制度」導入。行政の無駄を省き、市民の意見を反映する方法として、「事業仕分け」の導入など市に対する提言が盛り込まれています。

三好市では、提出された答申を踏まえ、今年度から4年間の第2期集中改革プランを10月までに策定予定です。答申された次期行財政改革を推進するための行政全般に求められた意見の概要は、次のとおりです。詳しい内容は、市のホームページまたは各総合支所窓口、行革推進室でご覧頂けます。

- ⑤ 定員適正化を推進し、その効果額を観光事業、雇用促進、企業誘致及び福祉向上などの事業の財源として使っていくべきである。



4 人事評価制度

- ① 全職員を対象に人事評価制度を導入して、職員の意識改革を促し、能力・業績を重視した人事制度への転換を目的とする人事評価制度の構築・導入が必要である。



1 財政健全化

- ① 財政計画も当初計画と対比し進行管理を行う。
- ② 若者定住、雇用創出事業を推進し、人口減少や高齢化を食い止め、税など自主財源確保に取り組む。
- ③ 平成23年度制度変更が予定されている国の補助金の調査、情報収集を行い、有効な運用・活用に努める。
- ④ 公債費の縮減に努める。
- ⑤ 5年以上検討されていない、改定されていないような使用料、手数料は、見直しや改定を行う。
- ⑥ 厳しい市の財政状況について、市民に分かりやすく周知し、情報を公開して、市民と現状認識を共有する。
- ⑦ 補助金、負担金については、更なる見直しを検討し、必要なものは積極的に予算化していくべきである。

5 アウトソーシング、公共施設

- ① 行政サービスの維持と民間企業のノウハウを活用するためアウトソーシングを進めていくべきである。
- ② 指定管理者制度の期間については、業種や委託内容により長期契約も考慮する必要がある。
- ③ 中心地や街中で比較的規模の大きい保育所については、指定管理者制度、民間譲渡等アウトソーシングを検討する必要がある。
- ④ ゴミ収集業務や学校給食調理場については、市が直営で運営すべきかどうか検討し、特に学校給食調理場は、統廃合を含め早急に検討する必要がある。
- ⑤ アウトソーシングをする際には、単にコストを重視するのではなく、地元住民や利用者の意見、意向を考慮し、委託後もモニタリングなどを実施してチェック体制を充実していくべきである。
- ⑥ 市の普通財産を含めた公有財産を管理、運営、活用の面から見直す必要がある。

⑧ 補助金等審議委員会での検証、評価が行われているが、市民を含めた委員会にしていく必要がある。



2 行政組織

- ① 行政サービスの水準維持、危機管理対策、福祉、教育など市民の基本的なサービスネットワークを考慮して本庁集約を推進し、総合支所業務を見直す。
- ② 通園の問題、保護者の送迎等十分考慮し、幼稚園、保育所の統廃合や幼・保一元化を含めた見直しを進める。
- ③ 住民ニーズの多様化、業務の専門化に対応するため、専門官的な職員の養成や配属が必要。
- ④ まちおこしや地域活性化等を企画立案する部署を設置する。
- ⑤ 社会や行政への不安解消と市民との協働推進のため、市民が相談、提言できる市民窓口的なものを設ける。

6 市立三野病院、第三セクター

- ① 地域医療の確保、充実の必要性から三野病院の医師の確保に取り組み、リハビリテーションなど専門性を重視した診療を積極的に推進する。
- ② 経営健全化に向けて、経営責任の明確化や黒字化するため地方公営企業法全部適用を行う必要がある。
- ③ 市は、第3セクターの定期的な検査、抜き打ち的な検査、指導を行い、累積赤字が進み経営に行き詰った会社については、思い切った清算していく必要がある。



お問い合わせ先
三好市行革推進室
(電話72・7629)